

て

- 日程第 5 議案第51号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第52号 柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第55号 令和7年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第56号 令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第57号 令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第10 議案第58号 令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第11 議案第59号 令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第60号 令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算
- 日程第13 議案第61号 教育長の任命同意について
- 日程第14 議案第62号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 報告第 5号 専決処分の報告について（専決第7号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第16 報告第 6号 専決処分の報告について（専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第17 報告第 7号 一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について
- 日程第18 報告第 8号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について
- 日程第19 議員の派遣について

◎開議の宣告

○議長

ただいまより本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。



◎議案の審議

○議長

日程第1、報告第3号「決算特別委員会付託案件審査結果報告について」を議題といたします。

審査結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長、松村 亮君。

○決算特別委員会委員長（登壇）

報告第3号、決算特別委員会付託案件審査結果報告。

本委員会に付託されました「議案第53号令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について」、
「議案第54号令和6年度柳津町公営企業会計決算認定について」は、9月4日、5日の2日間、
執行部より町長、副町長、教育長、各主管課長等及び係長の出席を求め、慎重に審査した結果、
原案のとおり認定すべきものと決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

1. 令和6年度柳津町一般会計歳入歳出決算
2. 令和6年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
3. 令和6年度柳津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
4. 令和6年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
5. 令和6年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算
6. 令和6年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算
7. 令和6年度柳津町簡易水道事業会計決算
8. 令和6年度柳津町下水道事業会計決算

令和7年9月10日

柳津町議会決算特別委員会
委員長 松村 亮

柳津町議会議長 齋藤正志様

○議長

お諮りいたします。

ただいまの決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第53号「令和6年度柳津町歳入歳出決算認定について」、議案第54号「令和6年度柳津町公営企業会計決算認定について」を決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第2、議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和7年度柳津町一般会計補正予算について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

おはようございます。

では、議案第48号、専決処分の承認を求めることにつきまして補足説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

専決第9号令和7年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ44億4,544万1,000円としたものでございます。

7ページをお願いいたします。

読み上げにつきましては、款項目の説明とさせていただきますので、ご容赦ください。

歳入です。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金で1,900万円。財政調整基金繰入金ですが、歳出の増額に伴い本基金を取り崩したものでございます。中身につきましては、歳出でご説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

諸支出金、公営企業費、公営企業会計補助金で1,942万1,000円です。簡易水道事業会計補助金であります。大野新田水道施設水源の改修工事を行うものでございます。

予備費、予備費、予備費、執行額調整で予備費減額でございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第48号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第3、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

本案は、令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算について専決処分をしたものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第49号、専決処分の承認を求めることについて補足説明をさせていただきます。

10ページをお願いいたします。

専決第10号、令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算であります。こちらが議案第48号、専決第9号で説明させていただきました大野新田水源工事の専決をさせていただいたものでございます。

第2条、令和7年度簡易水道会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正したものでございます。

収入、第1款簡易水道事業収益、72万1,000円。こちらは手数料で水質検査に当たります。2億8,502万7,000円で、うち第2項営業外収益72万1,000円、2億2,592万円になります。

支出、第1款簡易水道事業費用、72万1,000円。2億8,502万7,000円で、うち第1項営業費用72万1,000円、2億7,890万7,000円になります。

続いて、第3条、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正したものでございます。

収入、第1款資本的収入、1,870万円。こちらは水源工事で大野新田になります。2億5,108万9,000円。うち第8項他会計補助金で1,870万円。1億110万4,000円になります。

支出、第1款資本的支出、1,870万円、2億5,209万1,000円円で、第1項建設改良費1,870万円、1億8,575万円になります。

次のページをお願いします。

他会計からの補助金の金額の補正です。

第4条、予算第9条中1億2,636万8,000円を、一般会計からの補助金で簡易水道事業収益の

72万1,000円と資本的収入の1,870万円の合計で1,942万1,000円を追加し、1億4,578万9,000円にしたものであります。

以上です。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

質疑というより、ちょっと聞きたいことなんですけども、この大野新田の水源、新たに掘ると思うんですけども、この位置っていうのは、今までの位置なのか、それとも、ちょっと離れたところなのか。どの辺で掘削工事、やってんのか、そこをお願いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

おはようございます。

それでは、今ほどの渡邊議員のご質問にお答えいたします。

現在、専決により契約させていただきました新たな水源の箇所でございますが、現在の井戸の箇所と全く同じです。字名から地番まで一緒の箇所で掘削工事に入っております。

以上であります。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

そうしますと、現在、地滑り関係で井戸の中が埋まったって言い方、おかしいですけど、変形してポンプも取り出せないっていう。今回、それらの地滑りに対する対策などは、この中に入ってんでしょうか。今後そういうこと、起きにくいようにする。絶対起きないとは、全体的に動けば、言えないわけなんですけども。そういう工事は含めて、それとも今までどおり、ただ井戸を新たに掘るというだけにするのか、どちらなのか、お願いします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

今のご質問に、お答えいたしますが、既存の井戸、揚水管自体が、議員おただしのとおり、地盤の変動により変形してしまいポンプが上げられなかった、修理もできなかったという状態で新たな井戸というところで、今回、同じ地内での新たな井戸の掘削でございますけども、当然、おただしのとおり、同じような現象が起こり得ることも否定はできません。ですので、今回、掘削しながら、その辺の、完全な地質調査ではございませんが、井戸を掘りながら現場に当たっていただいている受注者のほうには、その辺も含めて井戸の掘削をお願いしているところであります。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

大体分かりましたけど、ただ、今まで、あまり動いてないのが最近動いたという現象に近いんじゃないかと思うんですけども、何が、その辺にあったのか、そこを今後よく注意しながら、できるだけの対策をしながら工事してもらいたいと思います。

以上、答えは結構でございます。

○議長

ほかありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第4、議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第50号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

本条例の一部改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、職員の仕事と育児との両立の支援に必要な措置を講じるため、所要の改正措置を講じるものでございます。

第17条の2第1項中「（次条において）」を「（以下）」に改めます。

第17条の3の次に次の2条を加えます。

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等。

第17条の4、任命権者は、職員が任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならないとされ、第1

号では仕事と育児との両立に資する制度又は措置、出生時両立支援制度等について知らせるための措置を講じることとされ、第2号では出生時両立支援制度等に係る申出職員の意向を確認するための措置を講じることとされ、第3号では子の心身の状況等に起因する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情に対し改善に資する事項について職員の意向を確認するための措置を講じることとされるものでございます。

第2項では、任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならないとされるもので、第1号では仕事と育児との両立に資する制度又は措置、育児期両立支援制度等について知らせるための措置を講じることとされ、第2号では育児期両立支援制度等に係る職員の意向を確認するための措置を講じることとされ、第3号では3歳に満たない子の心身の状況等に起因する職業生活と家庭生活との両立の支援となる事情に対し改善に資する事項について職員の意向を確認するための措置を講じなければならないとされるものでございます。

第3項では、任命権者は、第1項第3号又は前項の第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならないとされます。

次のページ、第4項では、任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならないとされるものでございます。

次に、勤務環境の整備に関する措置で第17条の5、任命権者は、育児休業その他仕事と育児の両立に資する制度の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならないとされるもので、第1号では職員に対する仕事と育児の両立支援制度に係る研修の実施を講じることとされ、第2号では仕事と育児の両立支援制度に関する相談体制の整備を講じることとされ、第3号では、その他仕事と育児の両立支援制度に係る勤務環境の整備に関する措置を講じることとするものでございます。

附則で、施行期日、1、この条例は令和7年10月1日から施行するもので、ただし、次項の規定は公布の日から施行させていただきます。

経過措置では、2、施行日前においても育児期両立支援制度等に関する措置を講じることができる旨を規定するものでございます。

以上で議案第50号の補足説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第50号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第5、議案第51号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第51号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第51号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせ

ていただきます。

18ページをご覧ください。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例で、職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

本条例の一部改正は、部分休業制度の拡充が主な内容です。これまでの1日2時間までの取得方法に加えて、1年度につき10日間相当を時間単位で取ることができるものでございます。職員が選択できるようになります。また、非常勤職員及び会計年度職員など部分休業の対象となる子の年齢が小学校就学の始期に達するまでに引き上げられるものでございます。

第15条第2項中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加えます。

第16条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、」に改め、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加えます。

なお、本文中にある第1号部分休業は、育児に係る部分休業について、現行の1日につき2時間の範囲内とするもので、ここからの第2号部分休業は、1年につき勤務時間に10を乗じて得た時間までの範囲とし、いずれかを選択できるようにするものであります。

第2号部分休業の承認で、第16条の2、育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができるとされ、第1号では1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき当該勤務時間の時間数とし、第2号では第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき当該残時間数とするものでございます。

育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間で、第16条の3では、部分休業を申し出る単位期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間とするものでございます。

育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間で、第16条の4では、第1項部分休業の時間の上限について以下のとおりとするもので、第1号では非常勤職員以外の職員77時間30分、7時間45分に10を乗じて得た時間で、第2号で非常勤職員、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とするものです。

次のページをお願いいたします。

育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情で、第16条の5では、部分休業のパターンを変更できる事情として配偶者の入院、その他、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じる場合とするものです。

第17条（見出しを除く。）を次のように改めます。

第17条、育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとするものがございます。

第18条及び第19条を削ります。

附則で、施行期日、1、この条例は令和7年10月1日から施行するもので、ただし、次項の規定は公布の日から施行するものがございます。

経過措置では、2、第2号部分休業について、令和7年度は全時間の半分、38時間45分、5日間までとするとの規定をするものがございます。

以上で議案第51号の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第51号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

日程第6、議案第52号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第52号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明いたします。

本案は、租税特別措置法施行令及び福島県税特別措置条例が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第52号について補足説明をさせていただきます。

21ページをお願いいたします。

柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について、柳津町税特別措置条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の条例改正につきましては、租税特別措置法施行令及び福島県税特別措置条例が改正されたことに伴い、柳津町税特別措置条例の一部を改正するものでございます。

第3条中とありますのは、過疎地域における課税免除についてであります。課税免除の対象期間が令和9年3月31日までとなっているものを令和10年3月31日までの1年間を延長するものであります。なお、過疎地域における課税免除とは、製造業、旅館業、情報サービス等の事業者が設備投資等をした場合、その分に係る固定資産税が3年間免除となるものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例第3条の規定は令和7年4月1

日から適用するものでございます。

以上で議案第52号の補足説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第52号「柳津町税特別措置条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

お諮りいたします。

日程第 7、議案第55号「令和7年度柳津町一般会計補正予算」

日程第 8、議案第56号「令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」

日程第 9、議案第57号「令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」

日程第10、議案第58号「令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算」

日程第11、議案第59号「令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」

日程第12、議案第60号「令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号は、

一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第55号「令和7年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正及び地方債の補正であります。

次に、議案第56号「令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第57号「令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第58号「令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第59号「令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第60号「令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」について提案理由を説明いたします。

本案は、収益的収入及び資本的収入予算の追加補正であります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく、ご審議をお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第55号から第60号まで補足してご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

議案第55号令和7年度柳津町一般会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,520万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,065万円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。

起債の目的と補正後の限度額の順に読み上げさせていただきます。

消防施設整備事業、緊急防災・減災事業債で2,880万円。

道路維持管理事業、緊急自然災害防止対策事業債で1,600万円。

町道五畳敷大成沢線整備事業、辺地対策事業債で1,520万円。

町道屋敷添南沢線整備事業、辺地対策事業債で1,700万円。

過疎地域持続的発展特別事業、過疎対策事業債で5,820万円。

レクリエーション施設整備事業、過疎対策事業債で670万円。

次のページをお願いいたします。

橋梁修繕事業、過疎対策事業債で1,150万円。

柳津小学校施設改修事業、過疎対策事業債で470万円。

会津柳津学園中学校施設改修事業、過疎対策事業債で490万円。

学校給食センター施設整備事業、過疎対策事業債で3,630万円です。

合計で3億4,180万円で、全体では800万円の減額とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

ここからは、予算分類の款項目の順に読み上げて主な補正予算の概要をご説明させていただきます。

歳入です。

地方特例交付金で項目、同じです。110万5,000円の減額です。本算定交付決定による減額となります。

地方交付税で項目、同じです。1億7,741万4,000円で、こちらも本算定交付決定による増額となります。

続いて、国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金で7,000円。令和6年度実績に伴う追加交付の増額です。

衛生費国庫負担金、4万6,000円。こちらにつきましても、令和6年度実績に伴う増額にな

ります。

続いて、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金で360万9,000円。地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分の増額です。

民生費国庫補助金、226万7,000円。子ども・子育て支援事業の補助金です。こちらにつきましては、事業変更により新規の子ども家庭総合支援拠点事業分の増額です。

衛生費国庫補助金、12万円。こちらにつきましては、健康管理システム改修の増額になります。

県支出金、県負担金、衛生費県負担金で、令和6年度実績に伴う増額です。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県補助金、民生費県補助金で67万4,000円。こちらにつきましては、事業変更による組替えの増額になります。

衛生費県補助金、4万7,000円。こちらにつきましては、妊婦の通院費、その支援をするものでございます。

農林水産業費県補助金、272万円で、農業費補助金では支出見込み分の増額です。林業費補助金では、中学校生徒用の木製の椅子、こちらは県産材を使用しているものになりますが、更新分の増額でございます。

県支出金、県委託金、総務費県委託金で8万1,000円。こちらにつきましては、交付金増額確定による増額になります。

財政調整基金繰入金、9,800万円の減です。こちらにつきましては、他収入の増額に伴う減額の調整になります。

次のページをお願いいたします。

繰越金で項目、同じです。1億5,517万8,000円。前年度繰越金の確定による増額となります。

諸収入、雑入、雑入、14万1,000円。こちらにつきましては、学校給食で県産食材を使用することへの支援金でございます。

町債、町債で総務債、観光商工債、土木債、消防債、教育債、合計で800万円の減になります。地方債の歳入補正で説明させていただきました歳入見込みで800万円の減額補正とするものでございます。

続いて、歳出です。

12ページをお願いいたします。

歳出、議会費で項目、同じです。631万3,000円。人事異動に伴う増額となります。

総務費、総務管理費、一般管理費、313万4,000円の増です。まず、職員手当ですが、支給要件該当に伴う増額です。共済費ですが、標準報酬月額の変更に伴う増額です。需用費では、カーナビ、こちら庁車になりますけども、そちらの取り外し費用で増額です。使用料及び賃借料につきましては、役場庁車分の視聴可能であったカーナビに対するNTTからの請求が発生しました。そのことに伴い支払いするための増額になります。

続いて、財政管理費、1億100万円。積立金です。地方財政法第7条の規定から歳計剰余金の2分の1を下回らない金額で積立てをさせていただきます。

財産管理費、210万6,000円。需用費では、職員宿舎のエアコン改修を行うための増額になります。工事請負費です。旧出倉水道になりますが、そちらの鉄塔、タンクが老朽化いたしまして、その撤去を行うための増額補正となります。

企画費、200万円。こちらにつきましては、定住促進対策新築住宅補助として新築に対し、1件分になりますけれども、追加の増額となります。

次のページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、諸費、44万1,000円で、需用費では町内の防犯灯、諏訪町地内になりますけれども、そちらの修繕が必要となり増額です。それと負担金、補助及び交付金ですが、防犯灯の設置事業補助金がございます。追加要望地区に対する4地区分ですが増額となるものです。

町民バス管理費、こちらはゼロです。

総務費、徴税費、徴税総務費、403万3,000円の減です。こちらにつきましては、人事異動に伴う減額分になります。

総務費、統計調査費、目、同じです。11万円。統計調査報酬につきましては交付金の確定による増額、印刷製本につきましては減額、通信運搬費につきましては増額となります。

次のページをお願いいたします。

総務費、監査委員費、目、同じです。2万円。需用費で消耗品の増額でございます。

民生費、社会福祉費、障害者福祉費で271万9,000円。障害者自立支援医療費の償還金、障害者福祉サービス扶助償還金ですが、いずれも令和6年度実績確定による増額分になります。

続いて、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費で11万9,000円。令和6年度実績確定による増額になります。

柳津保育所運営費、130万6,000円です。修繕費でシロアリ駆除等の修繕に係る費用の増額

です。

児童措置費、367万6,000円です。こちらにつきましては、通信運搬費・振込手数料が次の扶助費に係る費用となりますが、その扶助費の中で物価高騰対策子育て世帯臨時支援給付金で、ゼロ歳から18歳までを対象として1人当たり1万円の給付をさせていただくものでございます。児童手当償還金につきましては、令和6年度の実績による確定額でございます。

母子福祉費、21万7,000円です。扶助費、ひとり親家庭医療費で見込みの増額となります。次のページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で311万6,000円。超過勤務ですが、現在、保健師が2名、充足していない状況になっております。その事務の職員フォロー分ということで支援分の金額、増額です。あと繰出金、国保会計、施設勘定への繰出金となります。

予防費、1,376万6,000円。委託料でシステム改修委託料です。予防接種の委託料につきましては、新型コロナ、65歳以上と带状疱疹ワクチンの接種分の補助、委託になります。続いて、償還金、利子及び割引料ですが、令和6年度の感染症対策等の実績の確定になります。

母子保健費、9万2,000円。負担金、補助及び交付金で、こちらにつきましては、妊婦にやさしい遠方出産支援事業では交通費の一部助成をするものです。出産・子育て応援交付金及び妊婦のための支援給付につきましては、事業変更による組替えになります。償還金、利子及び割引料では、令和6年度の実績確定による増額となります。

続いて、衛生費、清掃費、塵芥処理費です。16万円。消耗品費では、不法投棄の警告看板を作成させていただきます。修繕費では、リサイクル倉庫に防犯カメラを設置するものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費では、超過勤務になりますが事業に対する会計検査が行われました。それに対する対応分の超過勤務となります。

農業振興費、こちらにつきましても、会計検査対応分の超過勤務費用の増額となるものです。

次のページをお願いいたします。

農地費、115万4,000円。職員手当、こちらにつきましても事業会計検査の超過勤務対応分の増額となるものです。需用費100万円、修繕費で、こちらについては、農地修繕分になります。

中山間地域等直接支払事業費で318万2,000円。職員手当につきましては、事業会計の検査対応分になります。負担金、補助及び交付金で集落補助金、こちらにつきましては、ドロー

ンによる農薬散布等、希望団地が増えたため増額とさせていただくものです。

農林水産業費、林業費、林業総務費で、旅費では全国育樹祭、こちらの参加に伴う増額となるものでございます。

林業振興費、6万7,000円で、職員手当等です。超過勤務で事業会計検査の対応分の増額になります。続いて、報償費、需用費、共に森林環境交付金、基本枠で県から事業の見直しにより維持費が対象外となってしまったものでございます。委託料、こちらにつきましては、森林整備の事業委託料になります。続いて、業務委託料につきましては、森林環境交付金、基本枠で事業の見直しとなったものでございます。使用料及び賃借料ですが、車借上料、こちらは植樹祭時のバスの借上代となるものでございます。

林道維持費、400万円。需用費で修繕ですが、林道緊急修繕等の増額でございます。

次のページをお願いいたします。

商工費、商工費、観光費で159万4,000円。需用費につきましては、こちらも地域内の防犯灯整備になります。あと繰出金、スキー場の特別会計繰出金で、取壊費の増額に伴う増額になります。

土木費、道路橋梁費、道路維持費で5,455万円。修繕費で緊急修繕の一部事業費の増になります。なお、一部、緊急自債の対象とされてる事業の内容になります。

道路新設改良費でゼロ円。こちらにつきましては、財源の組替えになります。

消防費、消防費、消防施設費で114万3,000円。修繕費で、冬期開けの地区の屯所の屋根の修繕になります。

次のページをお願いいたします。

教育費、教育総務費、事務局費で49万3,000円。こちらは、中体連の選手派遣の補助金で実績、平均の積み上げで増額となるものでございます。

教育費、小学校費、柳津小学校管理費でゼロ円。こちらは財源の組替えです。

柳津小学校教育振興費で47万8,000円。システム更新手数料でウィンドウズ10から11への更新分、I C T機器購入では校務用のパソコン、不足分の1台を追加するものでございます。

西山小学校教育振興費のシステム更新手数料では、ウィンドウズ10から11への更新があるものでございます。

教育費、中学校費、会津柳津学園中学校管理費で154万2,000円。需用費では校舎内の施設の修繕になります。役務費では、旧柳津中学校の同窓生の記念樹が学園中学校の体育館裏にあったわけなんです、道路改良によって支障となったため、新たに八重桜を学校内に植樹

するものでございます。備品購入費では、生徒用の椅子、先ほどありました県内産の木材を使いまして椅子を更新するものでございます。全部で61脚分でございます。

会津柳津学園中学校教育振興費で20万6,000円。システム更新手数料でウィンドウズ10から11への更新となるものです。

次のページをお願いいたします。

教育費、社会教育費、社会教育総務費で191万5,000円。報酬と職員手当で、公民館に職員1名、任用職員になりますが、新たに就きましたのでその分の増額です。負担金、補助及び交付金では、運営の見直しにより減額です。

活性化施設管理費、40万5,000円。備品購入費では、AEDの耐用年数が超えたもので、公民館のほうに設置いたしますが、1台購入となります。

教育費、保健体育費、保健体育総務費で8万8,000円。報償費でスポーツ少年団指導の謝礼になります。あとは、奨励金でインターハイ出場激励金の増額です。

学校給食費、ゼロ円。こちらにつきましては、財源の組替えになります。

運動公園管理費、33万4,000円。こちらにつきましては、旅費で3年に一度、全国大会がございます。そちらへの出席分と有資格者、B&Gの資格を持っている職員がおりますが、そちらの職員の更新分ということでの費用等になります。需用費、修繕費でプール掃除機、こちらにつきましては、自動のものです。修繕を行わせていただきます。役務費、検査手数料では、新たにB&Gの財団のほうから救助艇が入りましたけれども、そちらのほうのセットアップ手数料。続いて、備品については、救助艇に空気を送る、エア注入型ですので、電動ポンプの購入となります。

次のページをお願いいたします。

災害復旧費、町単独災害復旧費、土木施設災害復旧費で555万円です。修繕では緊急対応分の増額、測量設計では山のり面の測量設計委託料分、災害応急工事機械借上では緊急対応分の増額でございます。

公債費、公債費、利子、14万円の減です。償還見込みで減額となります。

諸支出金、公営企業費、公営企業会計補助金で2,152万8,000円。こちらにつきましては、簡易水道事業会計への補助金となります。

予備費、予備費、予備費、41万9,000円。執行額調整で予備費増額となります。

29ページをお願いいたします。

議案第56号令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算であります。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,126万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,346万9,000円とするものであります。施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,623万1,000円とするものでございます。

34ページをお願いいたします。

歳入です。

国民健康保険税、項目、同じです。1,009万7,000円です。医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年課税分、介護納付金分現年課税分は、本算定確定による増額となるものです。

繰越金、繰越金、前年度繰越金で114万3,000円。前年度繰越金は、決算により確定増額となったものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、2万7,000円です。マイナンバーカードと健康保険証の一本化に向けた周知方法等の新たな補正でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費で2万8,000円。需用費で、マイナンバーカードの保険証と一体型の周知のリーフレットを作成するための印刷代となります。

国民健康保険事業費納付金、医療給付費分で目、同じです。162万3,000円。こちらについては、納付額確定による増額です。

国民健康保険事業費納付金、後期高齢者支援金等分で目、同じです。こちらについても、納付額確定による増額となります。

国民健康保険事業費納付金、介護納付金分で目、同じです。こちらにつきましても、納付額確定による増額になります。

諸支出金、償還金利子及び還付加算金で保険税還付金、支出見込みによる増額になります。

その他償還金、こちらにつきましては、国民健康保険、保険者努力支援交付金返還金等の実績確定によるものでございます。

予備費、予備費、予備費、708万8,000円で、執行額調整で予備費増額になるものでございます。

続いて、施設勘定です。

41ページをお願いします。

歳入です。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で38万1,000円。人事異動で手当等の増額となります。

繰越金、繰越金、繰越金で前年度繰越金の確定によるものです。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

総務費、施設管理費、一般管理費で38万1,000円。職員手当で人事異動による増額です。

医薬費、内科医薬費、医薬用衛生材料費、69万6,000円です。臨床検査委託料の増額です。

予備費、予備費、予備費で9万9,000円の減。執行額調整で予備費の減額となるものです。

次は48ページをお願いいたします。

議案第57号、令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,386万9,000円とするものでございます。

53ページをお願いいたします。

歳入です。

後期高齢者医療保険料で項目、同じです。91万4,000円。現年度特別徴収分、現年度普通徴収分で本算定により増額となるものです。

繰越金で項目、同じです。5万3,000円の減。決算額確定により減額となるものです。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

広域連合納付金、広域連合納付金、保険料等負担金で101万円です。保険料等負担金で支出見込みによる増額でございます。

予備費、予備費、予備費で14万9,000円の減。執行額調整で予備費、減額となるものでございます。

次の55ページをお願いいたします。

議案第58号、令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,574万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,502万4,000円とするものでございます。

60ページをお願いいたします。

歳入です。

保険料、介護保険料、第1号被保険者保険料で87万9,000円です。現年度分、特別徴収保険

料、現年度分、普通徴収保険料で本算定による収入見込額です。前年度滞納繰越分、滞納繰越分は決算により額確定したものでございます。

続いて、繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金で3,151万5,000円。介護給付費準備基金を取り崩し補填するものでございます。

繰越金、項目、同じです。335万円。前年度繰越金で決算により確定増額になったものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出で、諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で3,574万4,000円です。こちらにつきましては、国・県負担金の確定による増額となったものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

議案第59号、令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,030万円とするものであります。

67ページをお願いいたします。

歳入です。

繰入金、繰入金、一般会計繰入金で、スキー場取壊しの増額分への繰入金です。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

スキー場事業費、項目、同じです。工事費になりますが、スキー場旧管理棟の取壊しの工事費増額分で100万円の増額となります。

次に、69ページをお願いいたします。

議案第60号、令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算であります。

第2条、令和7年度簡易水道会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入です。

第1款簡易水道事業収益、517万円。こちらにつきましては、アセットマネジメント計画策定委託分で一般会計から当該年度分の補助として受けるものでございます。2億9,019万7,000円で、うち第2項営業外収益517万円、2億3,109万円になります。

第3条です。予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入、第1款資本的収入、1,375万8,000円、2億6,484万7,000円で、うち第1項企業債260万

円の減、これは配分調整による減額です。1億140万円になります。うち第8項他会計補助金、1,635万8,000円。こちらは、大成沢水道工事で前年度からの工事分に対して一般会計から当該年度分として補助を受けるものでございます。1億1,746万2,000円になるものであります。

第4条、予算第9条中、1億4,578万9,000円で2,152万8,000円の追加になります。合計で1億6,731万7,000円に改めるものでございます。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、15ページの保健衛生、超過勤務手当、昨日、全協でも同僚議員からこんなに金額、残業代っていうのは、超過勤務手当っていうのはどういうことかっていう質問あったと思うんですけども、まず、これ、どういう仕組みにするのか。超過勤務手当って結局、補助で住民課の人たちとかと何かやるんでしょうけども、どういう仕組みで考えてんのか。例えば、本当に残業だけでやらせようとしてんのか。それとも、日中で業務の何か振り替えしながらやるのか。それで何人くらいで考えてるのか。270万、相当な金額なものですから、残業でこれ、賄うとしたら大変なことだと思うんですね。

それからもう一つ、18ページの教育費の中学校の修繕費、これ53万ほどあるんですが、何を修繕したのか。

この2点、よろしく願いします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ただいまの渡邊議員のご質問にお答えいたします。

この超過勤務につきましては、町民課の保健衛生係の係長以下5名分の超過勤務になります。使い方としましては、通常の業務のほかに保健師が2名不足している状況でありますので、その分を各5名で分担しまして、日中できない仕事を夜とか、休日もあるとは思いますが、そういったところで超過勤務をするものであります。

以上になります。

○議長

教育課長。

○教育課長

渡邊議員のご質問にお答えいたします。

会津柳津学園中学校管理費の修繕費の補正の件であります。これまで年度当初から想定外の修繕が発生しておりまして、施設の安全管理の徹底のため修繕を行ってきたところであります。具体的な箇所でありますけれども、屋上の雨漏りが発生しましてその修繕、特別教室の水回りの修繕、あとは屋内消火栓のホース、また、非常階段の基礎部分のコンクリート部分が劣化したため工事、修繕を行っております。ほか、もろもろございまして、今後の修繕の想定も踏まえまして今回要求するものでございます。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

まず、保健衛生の部分で、5名で対応すると。休日出勤か何かもあるみたいにならうと言いましたけれども、1人頭、5名ですと約50万、60万弱になるわけですか。大変な残業なので、保健師さんを探すのが第一なんですけど、もう少し町民課全体でカバーするようなことを考えられないのかっていうことですね。あまりにも残業が多いんじゃないかなという気がすんですけれども、何とかなる、その辺はもう少し、これでいけるんだっていうことならそれでもいいですが、答え、お願いします。

それから、教育費の中の中学校の修繕費で、雨漏りの修繕って言いましたけれども、あの建物の構造上、雨漏りし出したら、そこの部分補修でいくのか、全体的に直さないと、もうやっぱり、やる時期に来てんのか。それなら予算を取って大規模にやってしまったほうがいいと思うんですけれども、その辺はどういう見立てだったのか。

この2点、お願いします。

○議長

答弁を求めます。

町民課長。

○町民課長

ただいまのご質問でありますけれども、もちろん課の中でできる業務につきましては、分担してやっております。といいますのも、住民福祉係のほうに定年後の保健師1名、おりますので、保健師を経験した職員がおりますので、そこと分担しながら、去年2名体制でやった部分を、どうしても保健師がやらなければならない部分がありますので、そういったところを分担しながらやっておるんですが、何分、人がいませんので、協力しながら課内全体で業務に当たっていきたいと考えております。

以上です。

○議長

答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長

中学校の屋上の雨漏りの件は、業者と現場のほうも立ち会って状況確認をしたところなんですけど、屋上のドレン管っていうんですかね、水が排水される箇所の部分が劣化というか、ちょっとありまして、そこが特定されて防水シートを改めて補修したような形なんですけど、今後数年、状況を見て、屋上一帯の防水シートの改修といったようなことも当然、必要になってくるのかなと思いますけど、今現状、その一部分の補修で雨漏り、その後は発生しておりませんので、経過を今後見ていきたいと思います。

以上です。

○議長

2番、渡邊俊典君。

○2番

保健師の足りない分、オーバーワークにならないように、無理な残業しないように、やっぱり中で課長さん、何とか皆さん、無理しない範囲で、残業代を高くするんじゃなくて、あまり無理しないような形を取っていただければ。極端に言えば、住民課と限らず、庁内全体、役場全体でカバーし合うようなことも考えるべきじゃないかと思うんで、この辺は、町長にも、ひとつ、お願いしたいと思います。

学校の件、分かりました。防水シート、全体が問題なければ、その部分でいいと思いますけども、やはり早め早めにやったほうがいい場合もあるので、この件も分かりました。

以上で終わります。

○議長

ほかありませんか。

10番、松村 亮君。

○10番

私からは16ページなのですが、5農地費、修繕費及び4林道維持費、修繕費の場所と修繕内容の詳細についてお伺いをしたいと思います。

もう一つが、同じく16ページ、林業振興費、森林整備業務委託料の、こちらも場所と委託内容の詳細についてお伺いをいたします。

○議長

答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

それでは、松村議員のご質問にお答えいたします。

まず、16ページの5目農地費の修繕費、100万ということです。こちらの修繕費につきましては、基幹農道の牧沢久保田線の農道敷の側溝及びのり面の補修ということで、以前までは地区のほうの人足で側溝上げ等もやっていただいていた部分もあるんですが、なかなか人足も難しくなってきた、なおかつ、のり面のほうの崩落も見られるというところで、この箇所は修繕に当たるものでございます。

続いて、4目林道維持費の需用費、修繕費でございますが、こちらについては何か所かあるんですが、大きいものとしまして、いわゆる大規模林道、林道新鶴・柳津線の四ツ谷地内、羽ノ木立地区になるんですけども、そちらの路肩のほうは、暗渠排水で山側からの自然水を逃がしてる箇所があるんですけども、そちらの詰まりが発生いたしまして路肩が崩落し、路面の沈下が見られます。こちらについても、災害的な要素もあるんですけども、維持管理の範疇と判断いたしまして、まず暗渠排水の修繕をし、路面の修繕を行うものでございます。それ以外の林道の修繕に関しましては、凹凸の解消、特にこれから迎える除雪路線に係る凹凸の修繕、横断溝が入ってる箇所の特に出てる箇所、また、変形している箇所の修繕、そちらに充てるものでございます。

以上です。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

森林整備業務委託料の、どこの場所っていうところでお答えいたします。こちらについては、緩衝帯の整備事業になりまして、野老沢地区と長倉地区の2地区において面積の増大っていうところの補正になります。

以上です。

○議長

10番、松村 亮君。

○10番

もろもろ承知をしたところであります。

1点ちょっと気になったというか、確認があるんですが、牧沢地区のほうで以前は人足で対応してたような部分を少し今回、役所のほうでも手助けをするよというような内容だったと思うんですけども、我々議会でも地区の座談会なんかにお邪魔しますと、やっぱり地区の高齢化であったり、人数減少というようなところで、地区の維持管理については、やっぱりだんだん無理が出てきてるよって、というような、お話を伺った記憶があります。これは、今回は牧沢の話がされましたけれども、町全体として、やっぱり今後、集落の管理、地区の管理については、地区の区長さん、はじめ、皆さんと協議をしていながら結構大々的に計画を、きちっと立てないと、地区が地区として耐えられない状況が目下に迫っているという危機感を覚えておりますが、その点について、どなたに、ご回答いただくのか分かりませんが、地区の集落維持について現状のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

町のほうにも、各地区から高齢化、あるいは人口減少によって今までやっていたことができなくなってきたというような話を本当によく聞かれるようになりました。これから先も、やはり人口減少、恐らく、もっともっと進んでいこうと思います。今後は、やはり、これからやっていくべきところ、できないところ、そういったところを明確に町としても考えていかなきゃいけないという時期に来ると、これは間違いないと思いますので、担当課とやはり相談しながら、どういった形で進めるかということは今後、そんなに遠くないうちに決めていく必要があるというふうに認識はしております。（「終わります」の声あり）

○議長

ほかありませんか。

6番、岩渕清幸君。

○6番

私からは、人事関係の人件費ということの説明がありましたが、私の聞き逃しもあるのかもしれませんが、つじつまが、ちょっと合わないような感じがするので、確認のため質問させていただきます。

まず、12ページ、議会費、人事異動に伴う人件費の増額が手当含めて631万3,000円増えますよと。それから、13ページ、徴税総務費で、同じく人事異動に伴う減額で総額で403万3,000円。それともう1点、42ページ、国民健康保険、施設勘定で人事異動に伴う手当が38万1,000円増額だということですが、これのプラスとマイナスを計算すると、やや数字が合わない。私の計算によれば、ちょっと合わない。どこか私、聞き逃したのかもしれませんが、この数字の整合性について説明をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

大丈夫ですか。じゃあ、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

お答えをいたします。

人事異動による職員の金額差がございます。そちらについて精査した状態で先に言った職員、そして、異動した先の職員の金額精査を行っておりませんでしたので、その金額差が生じております。よって、高い、安いではないですが、その金額精査が必要となってきます。今回は予算費が足りるということで、その精査を行っておりませんでしたので、そちらについては今後の補正ということで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長

6番、岩渕清幸君。

○6番

通常の人事異動に伴う増額、減額、変更について、人件費の変更については6月の議会で補正されていると私は認識しておりまして、今回は議会事務局に1名、1名体制から2名になったよというようなことの、それに伴う異動の関係だろうと推測しているわけですので、こ

この僅か数人、3人ほどの異動の違いだけで、これだけの数字のそごというか、整合性が何か取れない数字が出てくるつつうのは、少し納得できない部分があるんですが、その辺、もう一度答弁をお願いします。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

お答えいたします。

実際に人事異動を行いましたのが6月1日以降、1日付です。大変申し訳なかったんですが、その6月補正に間に合いませんでした。その人事異動の分につきましての金額精査につきましては、早ければ12月に精査、補正をさせていただきたく、お願いです。

以上です。

○議長

説明、いいですか、それで。（「一旦、はい」の声あり）

じゃあ、6番、岩淵清幸君。

○6番

納得できる説明では、ちょっとないんですが、もう一度よく精査して次の全員協議会まで、10月にこの件の全員協議会を求めて詳細な説明をいただくことを条件にします。

終わります。

○議長

いいですか、それで。答弁、しますか。

それ、ちょっと説明してあげたら。

じゃあ、総務課長。

○総務課長

具体的には診療所のほうの職員が異動したわけなんですが、現行、5月いっぱいまで、いた職員につきましての給与というのが、金額的に新たに就いた職員の金額が、そこに足りたもんですから補正を行っていませんでした。すなわち、施設勘定のほうで減額するべき部分が浮いている状態という形になっておりますので、それを精算することによって金額が精査されるという形になりますので、なお、申し添えます。

以上です。（「結構です」の声あり）

○議長

ほか、ありませんか。

9番、荒明正一君。

○9番

大峯林道について伺いますが、去年の今頃は今年もやる、修理すんだというような話だったんですが、残念ながら今の予算の話は、それはできないということであった。それで、最近ちょっと、やりにくかったかもしれないけれど、やってほしかった。しかし、それは、あまりにも言われるもんだから。（「関係ない話」の声あり）それ、林道維持費。修繕費に該当するんだか何だか。それで、それが、やはり、やんなかったもんだから、そのうち持ち主の人は病気になって入院しました。今は退院できっか、どうか、分からないような状態です。でありますから、もっと細かく、きめ細かに管理してもらわなければならないということがあります。

だから、ひとつお願いですが、丸山の、役場の水道施設がありますが、それを上がって左カーブした下に木が倒れております。直径1メートルくらいのものが倒れておりますから、あれらはどのような配慮をしているのか。地域振興課の管轄であるな、あれ。それもちゃんと、やってもらいたいということでもあります。

その後で、また申し上げます。

○議長

荒明議員に申し上げます。

これ、一応補正予算についての質疑ですので、今の話はお願いということですから、これについての質問とかにさせていただかないと、ちょっと、なかなか、執行部、お答えできませんので。別な質問、してもらっていいですか。

○9番

林道だの修繕費……

○議長

修繕費で、どの部分ですか。何ページの。

○9番

16ページ。

○議長

16ページ、はい。

○9番

それに該当するんでねか、と思う。

質問のナラの木が倒ちたがなは、それも、それに入れれば、入れられると思うんだけど、その辺を分かっているか、分かってないか。今、切んないと入院してる立場だから、方法がなくなっちゃうから。（「400万の」の声あり）相当でかいのが、入院した人の木が、倒ちいんの。（「要望とはまた違うんだよ」「400万円に入ってんのかどうかだべ、じゃあ」の声あり）

○議長

じゃあ、そういうふうに聞きますか。（「400万円に入っているのか、どうかだべ」の声あり）

じゃあ、荒明議員、林業費の林道維持費の400万について、大峯林道のところの、その木の、あれは入ってるかという質問でよろしいですか。

○9番

それで答弁できれば……

○議長

いいですかって聞いてんです、こっち。いいですか。

○9番

はい。

○議長

じゃあ、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長

それでは、荒明議員のご質問にお答えいたします。

16ページに記載しております需用費、修繕費の中には倒木処理費は入ってございません。そもそも節が違いますので。

倒木があった場合には、現在、緊急雇用の6名の会計年度任用職員ございますので、時間、早急に対応できるような体制を取っていきたいと思いますので、そちらで対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長

いいですか。

9番、荒明正一君。

○9番

ということは、あまりにも対応が遅いということです。ちょっとずつ、やっていたら、あまりにも遅過ぎてでは、入院してしまったような状態なんだ。入院したら、それは町長に関係ねえかもしれないけれども……

○議長

9番、荒明正一君に申し上げます。

今、林道費の話、してたんですから。補正予算ですから、補正予算以外の話は、また別に
していただいてよろしいですか。注意しときます。

ほかの質問あれば。どうですか。いいですよ。ありませんか。

じゃあ、ほかの方ということで、ほかありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第55号「令和7年度柳津町一般会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の
方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第56号「令和7年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定する
ことに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第57号「令和7年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」を原案のとおり決定す
ることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第58号「令和7年度柳津町介護保険特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第59号「令和7年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議案第60号「令和7年度柳津町簡易水道事業会計補正予算」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

日程第13、議案第61号「教育長の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第61号「教育長の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、神田順一氏が令和7年9月30日をもって任期満了になることにより、提案するもの

であります。

○議長

ここで該当者である教育長、神田順一君の退席を求めます。

(神田順一君退席)

◇

◇

◇

○議長

暫時休議いたします。(午前11時36分)

○議長

議事を再開いたします。(午前11時37分)

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

ただいまお手元にお配りいたしました、議案第61号

住 所 福島県会津若松市町北町大字上荒久田字古屋敷56番地の7

氏 名 神 田 順 一

生年月日 昭和32年11月29日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第61号「教育長の任命同意について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、教育長、神田順一君の再入場を許します。

(神田順一君入場)

◇

◇

◇

○議長

日程第14、議案第62号「教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第62号「教育委員会委員の任命同意について」提案理由を説明いたします。

本案は、上田精一氏が令和7年9月30日をもって任期満了になることにより、提案するものであります。

◇

◇

◇

○議長

暫時休議いたします。（午前11時44分）

○議長

議事を再開いたします。（午前11時45分）

◇

◇

◇

○議長

説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

ただいまお手元にお配りいたしました、議案第62号

住 所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字上中平甲712番地

氏 名 上 田 精 一

生年月日 昭和28年6月4日生まれ

の任命につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第62号「教育委員会委員の任命同意について」を原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長

日程第15、報告第5号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第5号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和7年2月8日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字門前町地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

それでは、報告第5号専決処分の報告について補足説明をさせていただきます。

27ページをお願ひいたします。

専決第7号損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県河沼郡柳津町大字柳津字門前町甲893番地

氏名 管家春水

2、事故の概要

令和7年2月8日、福島県河沼郡柳津町大字柳津字門前町地内において町有ロータリー車が除雪作業中に誤って管家春水氏宅に雪を飛ばしてしまい、監視カメラ、通信アンテナ、物置の蓋、椅子を破損させたものであります。

3、町の損害賠償額 9万8,629円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する。以上であります。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第16、報告第6号「専決処分の報告について」を議題といたします。

専決処分の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第6号「専決処分の報告について」ご説明いたします。

本案は、令和7年5月9日、福島県河沼郡柳津町大字琵琶首地内において発生した事故について、相手方と和解したため、地方自治法の規定により報告するものであります。

なお、詳細につきましては、建設課長より説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（登壇）

それでは、報告第6号専決処分の報告について補足してご説明いたします。

29ページをご覧ください。

専決第8号損害賠償の額の決定及び和解について。

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり損害賠償の額を決定し、和解する。

記

1、損害賠償及び和解の相手方

住所 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1180番地

氏名 福島県宮下土木事務所

2、事故の概要

令和7年5月9日、本町職員が業務のため公用車を運転中、福島県河沼郡柳津町大字琵琶首地内において、ハンドル操作を誤り、トンネル内の壁に接触し壁面を損傷させたものであります。

3、町の損害賠償額 7万7,000円

4、和解の内容

町は、相手側に損害賠償額を支払うものとし、一切の債権債務関係がないことを確認する。
以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。



○議長

日程第17、報告第7号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」を議題といたします。

経営状況の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第7号「一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、一般財団法人やないづ振興公社理事長より令和6年度の経営状況につきまして報告がありましたので、地方自治法の規定により議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては、地域振興課長より説明させますので、よろしくお願いいたし

ます。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

それでは、私のほうから報告第7号一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告につきまして補足してご説明いたします。

お手元の別冊資料、令和6年度一般財団法人やないづ振興公社収支計算書により報告をさせていただきます。

収支計算書、1ページをお開きください。

収支計算書総括表であります。

勘定科目の主な科目と合計の金額のみ申し上げます。

なお、つきみが丘町民センターから昨年7月にオープンしました奥会津ビジターセンターまでの6施設の合算が合計額となっております。

まず、収入の部であります。事業収入のうち売上、2億1,890万6,215円。利用料、5,201万8,450円。雑入、257万9,749円。受託収入、543万8,083円。指定管理料、4,190万4,000円。当期収入合計といたしまして3億2,084万6,497円となっております。

続きまして、支出の部であります。

一般管理費のうち人件費、1億764万7,452円。

次の2ページをお開きください。

需用費として4,501万6,357円。その他といたしまして交際費、5万7,480円。旅費、15万240円。

3ページをご覧ください。

通信運搬費といたしまして153万458円。保険料で37万2,010円。清掃料で36万7,400円。諸謝金、4万円。役務費（手数料）で517万8,427円。広告宣伝費で80万4,134円。使用料及び賃貸料で1,358万1,760円。

次の4ページをお開き願います。

原材料費、3,993万7,280円。商品仕入、7,669万8,448円。備品購入費、22万4,620円。負担金及び交付金、53万7,315円。

次の5ページになります。

委託料で560万5,144円。支払利息、17万8,696円。公課金、1,293万6,450円。施設管理費、734万2,000円。ここまでが、その他の内訳となります。借入金返済支出ということで710万円であります。

当期支出合計、3億2,530万5,671円となったところであります。当期収支差額、マイナス445万9,174円であります。

6ページ、次期繰越収支差額も同額のマイナス445万9,174円となったところであります。

なお、事業報告書、利用者状況報告書につきましては別冊となっておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第18、報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」を議題といたします。

財政の健全化に関する比率の報告を求めます。

町長。

○町長（登壇）

報告第8号「地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について」別紙のとおり報告をいたします。

本報告は、柳津町の財政健全化に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により議会に報告をするものであります。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

では、説明をさせていただきます。

報告第8号です。地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告でございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告

するものでございます。

実質公債費比率が6.9です。それ以外の数値が記入されておられませんのは、各種比率では健全であるため数値が入らない状況です。

なお、この内容につきましては、決算審査時に関係書類を提示し監査委員の審査を受けておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○議長

次に、代表監査委員より財政の健全化判断比率審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、新井田博之君。

○代表監査委員（登壇）

それでは、令和6年度健全化判断比率審査意見を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査を終了したので、その結果を別紙のとおり意見を付して報告します。

なお、決算審査と同時期に新井田順一委員と共に審査いたしました。

審査の結果については、健全化判断比率の状況について、実質公債費比率が6.9%であります。その他の比率については、算定されませんでした。

次に、審査の総評を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定める令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、算定数値、財政指標に誤りがないことを確認いたしました。

また、健全化判断比率及び資金不足比率は、法律の定める健全化基準の範囲内であり、本町の財政状況は健全であると判断されます。

以上でございます。

○議長

これをもって報告を終わります。

◇

◇

◇

○議長

日程第19、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとおり派遣し

たいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、議員を派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

◎閉会の議決

○議長

以上をもって本定例会の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

これをもって閉会としたいと思いますが、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長

賛成多数と認めます。

よって、令和7年第3回柳津町議会定例会を閉会といたします。

誠にご苦労さまでございました。(午後0時17分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 齋藤正志

同 議員 新井田順一

同 議員 田崎信二